

4 社会資本整備の推進

(8) 持続可能な水道システムの構築

国への提案事項

1 水道広域連携に係る財政措置の拡充

- 県と14市町で設立した広島県水道広域連合企業団において、経営基盤の一層の強化を図り、持続可能な水道システムの構築に向け、安定的に事業運営ができるよう、統合を機に交付される国交付金や地方交付税などの財政措置の拡充を図ること。
- 県内水道事業の一元化を進めるためには、給水原価の格差を縮小していく必要があるため、条件不利地域の水道事業に対する財政措置の拡充を図ること。

2 工業用水道事業の料金算定方法の見直し

- 自然災害、漏水事故、受水企業の撤退、物価高騰など、工業用水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、受水企業の理解を得ながら、事業の実情を適切に反映した料金設定としていくため、災害や企業撤退といった突発的な環境変化に対応する引当金の計上を明示するなど、工業用水道料金算定要領を見直すこと。

【提案先省庁：総務省、経済産業省、国土交通省】

4 社会資本整備の推進

(8) 持続可能な水道システムの構築

現状／広島県の取組

(1) 水道広域連携に係る財政措置の拡充

- 水道事業は、人口減少等に伴う給水収益の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、経営環境の急速な悪化が見込まれている。
- 本県では、こうした課題に対処し、水道事業の持続性を確保するため、県内水道事業の経営組織を一元化する統合に取り組んでおり、令和4年11月、14市町と「**広島県水道広域連合企業団**」を設立し、令和5年度から事業を開始した。
- 広島県水道広域連合企業団に参画していない7市町とは、職員研修の共同実施など、統合以外の連携を進めるほか、将来の統合への参画に向け、統合しやすい環境の整備や働きかけを継続していることとしている。
- 令和元年10月施行の改正水道法では、都道府県には、水道事業の広域連携の推進役としての責務が規定されたほか、国においても、広域連携を推進するため、防災・安全交付金や地方交付税などの財政措置が講じられている。

(2) 工業用水道事業の料金算定方法の見直し

- 工業用水道事業の料金は、工業用水道料金算定要領を基に設定している。
- 工業用水道料金算定要領には、自然災害、漏水事故、受水企業の撤退、物価高騰などの突発的な環境変化に対応する費用の計上について明示されておらず、将来の費用増大リスクを見込んだ料金設定ができていない。

課 題

(1) 水道広域連携に係る財政措置の拡充

- 広島県水道広域連合企業団では、水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の計16事業を経営し、会計は事業ごとに区分している。
- 統合効果の発揮に必要な施設の再編整備や業務効率化を進めていくためには、多額の費用を要するが、小規模な事業になるほど、経営面への影響が大きく、交付金等の要件緩和や交付率の嵩上げ、補助対象経費に維持管理業務を含めるなど、財政措置の一層の拡充が求められる。
- また、県内水道事業の一元化に向け、給水人口や水源からの距離など、地理的要因に起因する給水原価の格差を解消するため、条件不利地域の水道事業に対する更なる財政措置の拡充が必要である。

課題解決に必要な財政措置

- ・ 交付金等の要件緩和や交付率の嵩上げ
- ・ 交付金等の補助対象経費の拡充
- ・ 一般会計繰出金に係る交付税の措置率嵩上げ
- ・ 繰上償還に係る公的資金補償金の免除
- ・ 公営企業借換債の発行の承認
- ・ 条件不利地域の水道事業に対する交付金措置など更なる財政措置の拡充

(2) 工業用水道事業の料金算定方法の見直し

- 工業用水道事業の実情を適切に反映した料金設定としていくため、突発的な環境変化に対応する引当金の計上を明示するなど、工業用水道料金算定要領の見直しが必要である。